

## 静岡市監査委員会議記録

会 議 令和3年度 第1回 監査委員定例協議会

開催日時 令和3年5月7日（金）午前8時45分～12時20分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、大村 一雄、佐藤 成子  
事務局長 高田 和昌  
書記 杉田 陽子  
白鳥 浩司、山田 裕、鈴木 浩之、稲葉 典子  
望月健司郎、齋藤 升美、神山 悟  
新海 拓也、山本 和延、渡辺 篤史

---

### 会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 例月現金出納検査等（3月分）

杉田次長から、事務局で実施した企業会計の前渡資金、つり銭資金等の現金在高検査のほか、病院事業会計及び水道事業会計を対象とした棚卸資産実地検査、各種会計の有価証券等検査の結果について、いずれも適正に処理されていることが確認された旨の報告があった。

その後、各会計の担当部局ごとに説明を聴取し、監査委員による質疑や預金証書等の確認を行った。

（1）説明者等

ア 各種会計 会計管理者、静岡会計課長

イ 簡易水道事業会計 保健衛生医療部長、保健衛生医療部理事、保健衛生医療課簡易水道担当課長、経営企画課長

ウ 水道事業会計 上下水道局次長兼水道部長、経営企画課長、お客様サービス課長

エ 下水道事業会計 下水道部長、下水道総務課長、お客様サービス課長

オ 病院事業会計 清水病院事務局長、病院総務課長、病院施設課長、医事課長

（2）発言等

ア 各種会計

（遠藤代表）

基金受払状況の財政調整基金について、基金ベースで3月末現在高の78億円が令和2年度末の残高になるということによいか。

(静岡会計課)

決算上はこの78億円で確定である。基金ベースだと78億円が年度末の残高となり、一般会計ベースだと4月、5月の余剰金の度合いによっては取崩しが回避され、前月末現在高の86億円まで戻す可能性がある。

イ 簡易水道事業会計

(白鳥委員)

試算表の資産の部に計上されている破産更生債権等は、どのようなものか。

(保健医療課)

経過年度や債務者の状況を勘案し、生活保護や行方不明者など徴収不能又は困難であることが明らかになった債権を過年度営業未収金から破産更生債権等に振り替えたものである。

ウ 水道事業会計

(白鳥委員)

試算表に計上されている特別損失は、どのようなものか。

(経営企画課)

柏尾配水池建設に伴って拡張した市道を一般会計に移管したことに伴う損失で、土地と道路舗装などの構築物の無償譲渡を損失として認識したもの。

エ 下水道事業会計

(佐藤委員)

予算執行表(収入)に計上されている予算外収入の返納額(4条支出)38,120,000円が返納額(3条支出)と比べて金額が大きい、どのようなものか。

(下水道総務課)

工事請負費について、前払金を支出する場合、工事費の40%を支出することとなっている。今回、出来形を打った工事について、完了部分が40%に到達していなかったため、施工業者から既支出額のうち過払いとなった分の返納を受けたものである。

オ 病院事業会計

(佐藤委員)

地域包括ケア病棟をやめたとのことであるが、なぜか。

(事務局長)

昨年、看護体制を10対1(患者10人に対して看護師1人の体制)から7対1(患者7人に対して看護師1人の体制)に切り替えることで検討を進めてきたが、地域包括ケア病棟を有している場合には7対1に切り替えることができないため、同病棟を廃止することとした。

これらの手続を3月に終え、地域包括ケア病棟開始時に県から受けていた補助金

を返還することとなったが、看護体制切替えの効果として、1か月当たり2千万円程度の入院収益の増加が見込まれる。

(大村委員)

決算見込に関して、前年度対比で入院・外来収益が減少しているとの説明があったが、新型コロナウイルスの影響を踏まえた今後の取組は。

(事務局長)

経営の改善を図るには、短期的な取組と中長期的な視点に立った取組が必要と考えている。

短期的な取組としては、まず、先ほどの看護師配置の7対1への変更で、経営的には月2千万円以上の収支の増が見込まれる。地域包括ケア病棟の廃止を伴ったが、平成27年度から地域包括ケア病棟を運営する中で蓄積されたノウハウを生かし、今後在宅復帰を支援していく。

ほかにも、静岡市、清水医師会、東京医科歯科大学と連携して脳梗塞を予防するプロジェクトを開始した。このプロジェクトを行う中で、東京医科歯科大学から循環器内科医師2名が4月から派遣されている。循環器内科については、平成26年度以降常勤医が不在となり、平成29年度に改めて確保できたものの、その3年後にまた不在になるという厳しい状況であった。これがまた改めて確保できたことは、経営的にも大きな効果をもたらすものと考えている。また、救急医療体制の強化として、救急当番日の増加を検討しており、これによる収入の増加を見込んでいる。

さらに、今年度は経営計画の改訂年度であり、清水病院のビジョン、今後10年先や更にその先の在るべき姿を、医療コンサルを導入し、客観的、専門的な分析を行う予定であり、短期的なものとは別に中長期的なビジョンを持った経営改善を進めていきたいと考えている。

(遠藤代表)

循環器内科の医師が4月から補充されたとのことだが、集中治療室(ICU)は機能するようになったということでは、循環器内科医師が確保できなかったことによりICUを高度治療室(HCU)に切り替えた経緯があったが、今回の確保を受け、これを再度ICUとしたのか。

(事務局長)

ICUには、医師が365日、24時間で専従する体制が求められ、この体制を維持するためにもローテーションで勤務する医師3人の確保を要する。当時、医師1人しか確保できなかったことからHCUに切り替えたが、今回の循環器内科の医師2人は集中治療室に配置したのではなく、ICU化につながるものではない。

(遠藤代表)

まだICUの体制は確保できていないということか。

(事務局長)

HCUはそのままである。

(遠藤代表)

循環器内科の医師が2人増えて3人になれば確保できるということではなく、別に常勤の医師が3人いないとだめということか。

(事務局長)

そのとおりである。

(白鳥委員)

今回派遣された2人の医師以外の確保は進んでいるか。

(病院総務課長)

今回、循環器内科の医師2人が常勤医で入ったが、それ以外では脳神経外科の医師が1人増えている。

### 3 協議会議事

#### (1) 協議事項

ア 協第2号 令和2年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について

(ア) 説明者

望月係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第3号 令和2年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について

(ア) 説明者

望月係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ウ 協第4号 令和2年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について

(ア) 説明者

望月係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

エ 協第5号 令和2年度決算に基づく公営企業（法非適用）経営健全化審査実施計画の策定について

(ア) 説明者

望月係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

オ 協第6号 住民監査請求の受理・不受理の決定について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(遠藤代表)

事務局による説明は、大要、本件請求が地方自治法の要件を満たしていない不適法なものであり、受理することなく却下すべきであるとする内容であった。地方自治法上、1年を経過したときは正当な理由がある場合を除いてすることができないとされている住民監査請求であるが、今回の請求の対象は平成25年度の委託契約であり、1年以上経過していることは請求人も認めている。別に主張している財産の管理を怠る事実についても対象となる契約の違法不当を前提とするものであるため、最高裁の判例に照らせば請求期間の制限を受けるとのこと。

そうすると、1年を経過したことの「正当な理由」が争点となるが、これも、最高裁の判例に照らせば、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみ

て当該行為を知ることができたかどうか、又、その知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかの2点によって判断すべきとされ、この「相当な期間内」についても、最高裁の判示では、4か月や2か月では認めていない事例、1か月であれば認めている事例があるとのこと。

今回の請求に当てはめると、請求人が前回請求に対する結果が出るまでの間知り得なかったと主張しているものの、それ以前に開催された市議会（令和2年2月定例会及び同年6月定例会）で請求人のひとりである市議会議員が本件について質問をしていることから、この請求人はもちろんのこと、その他の請求人についても、市議会6月定例会の会議録が令和2年10月20日には公開されていたので、その時点で知り得たであろうと。その時点から5か月を経過した請求は「相当な期間内」に行われたとはいえないから「正当な理由」は認められない、という説明であると理解した。

他にも意見があれば。

（白鳥委員）

今回の請求が「相当な期間内」に行われたものであるのかについて、事務局からは当たらないという説明であったが、請求人はこれに当たると主張している。

これが住民訴訟に移行した場合、裁判官はどのように判断するか。

（事務局）

監査委員が却下している以上、後続する住民訴訟で請求人が正当な理由があることを裁判官の前で疎明することとなるものと思われるが、たとえば、請求人が5か月でも「相当な期間内」であると主張し、裁判官がこれを認めたとなると、裁判官が最高裁判所の判断を覆す判断をすることとなる。

（白鳥委員）

事務局の原案は、後続する可能性のある住民訴訟を視野に入れても問題のない判断であると考える。

（遠藤代表）

請求人が前回の監査請求の結果が出るまでは知り得なかったと主張している一方で、監査委員は、「相当な注意力」をもっていれば少なくとも会議録公開時点では知り得たと判断している。争点はこちらになるのではないか。

（事務局）

その点においても、裁判所の判断の中には、予算書や決算書を閲覧できる状態にあることをもって知り得たとしているものもある。本件では、ホームページに情報が掲出され、加えて、請求人のひとりが議会で質問している。

（大村委員）

事務局の説明で差し支えないのではないか。

（佐藤委員）

請求人が知り得たのかといえ、請求人自身は知り得なかったと主張するものの、議会質問などの状況に鑑みれば、社会通念上請求人が知り得ていたものとする判断は妥当なのではないか。住民監査請求が地方自治法上の制度である以上、訴える側と訴えられる側とに生じる見解の相違の是非は、同法をはじめとする規範に照らして判断されるべきである。

よって、本件請求は、事務局の説明どおり、却下で差し支えないものとする。

(遠藤代表)

意見をまとめると、事務局の説明で差し支えないものと考えられることから、協議はここで終了としたい。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、当該協議事項について諮ったところ、全員一致で受理せず、監査を実施しないこととして決定された。

カ 協第7号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(遠藤代表)

事務補助者のうちの1名が弁護士で、その余は公認会計士ということでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

(2) 報告事項

報第1号 内部統制の不備に関する報告(令和3年3月分)について

ア 説明者

新海係長

イ 要旨

報告事項により説明

ウ 発言等

(白鳥委員)

今回のやり方は良くないとは思いますが、購入したいときに即応できるインターネットが活用できないことやそれに伴う不便さがもたらした結果であるという視点も必要なのではないか。

(佐藤委員)

市全体でICT化を推進する中、職員が、即応したい業務に適宜対応できていないことが問題である。インターネットを活用することもできるというよりは、主にインターネットを活用しているという方向性を作っていかなければならない時代なのではないか。やったこと自体には問題があるが、このような情勢に鑑みて、効率的な業務ができるよう、規範を設けることが求められるのでは。

(遠藤代表)

購入先というよりは支払方法の問題で、資金前渡の活用などにより、多少手間はかかっても業者から直接購入することができたのではないか。

ICT化に伴う法改正などを有効に活用することも求められるのでは。

(3) その他連絡事項

ア 令和2年度第12回定例協議会及び令和3年度第1回臨時協議会の議事録公表について・・・・・・・・・・白鳥次長補佐が説明

イ 5月・6月の日程について・・・・・・・・・・杉田次長が説明

4 閉会宣言 杉田次長